



情報(第184号)



令和6年10月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

マイナ保険証の季節



被保険者証が廃止されるという、医療保険制度上、歴史的な日（令和6年12月2日）が近くなってきました。石破内閣発足によって就任された、福岡資麿^{ふくおかたかまる}厚生労働相は10月

2日、記者会見で、12月に現行の健康保険証を廃止する政府方針について「堅持したい」と述べられ、「マイナ保険証はよりよい医療の提供を可能にする」と強調されています。

とはいえ、マイナ保険証に対する理解度が十分に上がっていない現状にあります。重要な情報は、繰り返し、また、角度を変えて解説していくことが必要ですから、そうした観点でお読みください。

とはいえ、マイナ保険証に対する理解度が十分に上がっていない現状にあります。重要な情報は、繰り返し、また、角度を変えて解説していくことが必要ですから、そうした観点でお読みください。

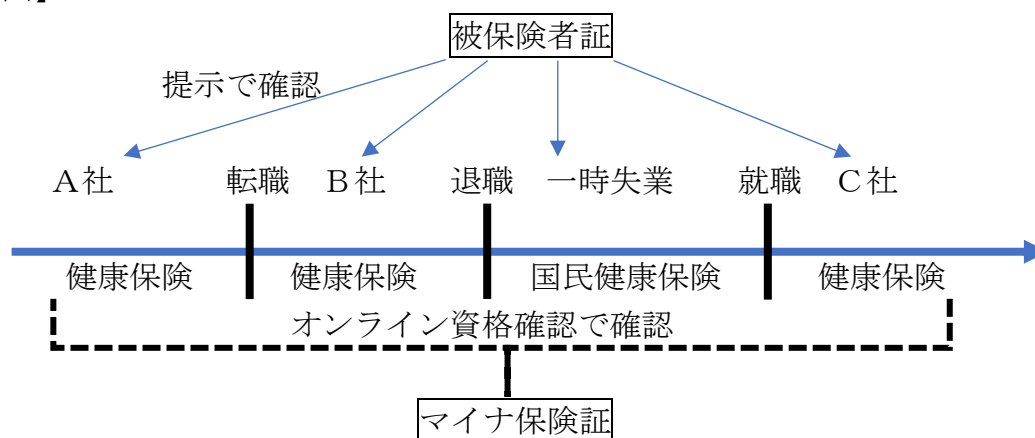
1 マイナ保険証の基本的な構図

これまでは、次図のようなときにその都度、被保険者証を発行してきました。保険医療機関・保険薬局（以下「保険医療機関等」といいます）の窓口でこれが提示されることで、被保険者・被扶養者資格を確認できたことになり、検査・治療等の保険診療（療養の給付といいます）が可能となります。つまり、被保険者証は療養の給付のいわば「通行手形」であったわけです。

今後は、被保険者証を廃止するので、マイナ保険証によって被保険者・被保険者資格を確認することになります。

ところで、マイナ保険証の呼称は、正確には誤りです。マイナ保険証と称されるものはどこまでいっても「個人番号カード」であって、健康保険の情報はどこにも記録されていません。保険医療機関等は、これを使って医療保険の情報を見に行くことができ（オンライン資格確認といいます）、それによって被保険者・被保険者資格を確認するのです。したがって、機能的には、「医療保険情報連携カード」とでも呼ぶべきことが正解です。

【図】



2 オンライン資格確認の意義

保険医療機関等の窓口で、受診した被保険者・被扶養者の直近の医療保険資格情報（加入している医療保険・自己負担限度額等）をオンラインで確認することで、資格喪失後の受診を防止でき、また、従来の限度額適用認定証がなくても自己負担限度額を確認することができます。

全国健康保険協会等の医療保険者から、被保険者・被扶養者の情報が随時、オンライン資格確認等システムへ（中間サーバー）提供され、これを保険医療機関等が確認することになっています。

3 転職後のマイナ保険証による受診

山口県社会保険協会の協会だよりやまぐち令和6年10月号に、少々気になる記事が掲載されました。

1の図で解説すると、B社で資格取得した被保険者では、そこで健康保険の記号番号が付され（現行被保険者証の記号番号）、保険医療機関等ではその記号番号を記載して診療報酬を請求すべきこととなります。当該被保険者の医療保険加入記録がA社での健康保険被保険者記録からB社での健康保険被保険者記録に変わる必要があるというわけです。

【社会保険Q&A】

Q 転職等で勤務先が変わったら、マイナ保険証はいつから使えるの？

A 日本年金機構に対して、以前の勤務先から資格喪失届等を提出することと、新しい勤務先から資格取得届等を提出することの両方の手続きが完了したら使用できます。日本年金機構にて、資格取得届等を受付後、登録作業完了までに5営業日程度要します。

「以前の勤務先の資格喪失」及び「新しい勤務先の資格取得」の手続きが完了するまで、マイナ保険証は使用できません。

（資格取得届・資格喪失届等は5日以内に日本年金機構へ提出の必要があるとの注意喚起あり）

4 重要性が増す早期の届出

雇用保険では、その資格取得届の提出期限は、雇用した日の属する月の翌月10日となっています。基本的には退職後に給付が発生するのでそれほど急がないわけです。

しかしながら、健康保険では、資格取得してすぐに保険医療機関等へ受診することが多々想定されますので、従前から被保険者となった日から5日以内に届出を提出すべきことになっています。日本年金機構においておよそ5日間処理に要しているとのことであり、オンライン資格確認等システムが更新されるのは最短で10日となります。

なお、資格喪失においても、資格喪失日（退職日の翌日）から5日以内に届出を提出することになっています。

早期の届出が重要となります。